

令和5年度実施分特定教育・保育施設確認監査等自主点検表

(給付関係:保育所)

ふりがな 施設の名称			
施設の類型			
ふりがな 施設長の氏名			
主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号) (FAX番号) (E-Mail)		
開設年月日		認可 定員	
自主点検表作成年月日		利用 定員	
資料作成者 (氏名・役職)			
確認監査当日の立会い (氏名・役職)			

※2ページ以降の各項目について、令和4年度の加算認定結果に基づき評価し、その「自己評価」の結果(いる・いない)を口にチェックしてください。(加算を受けていない項目は「非該当」にチェックしてください)

※自己評価が「いない」の場合はその事由等を記載してください。

※令和5年度開設の施設は、令和5年度の加算認定見込み又は認定結果で評価してください。

(注) 自主点検表の文中の標記については、次のとおりとします。

留意事項通知 → 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(令和4年11月7日府子本第967号)

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他												
		いる	いない														
I 地域区分等																	
1. 地域区分(①)	利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
2. 定員区分(②)	利用する施設の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	分園を設置する施設に係る基本分単価(⑥)、処遇改善等加算Ⅰ(⑦)及び所長設置加算(⑧)については、中心園と分園それぞれの利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
3. 認定区分(③)	利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
4. 年齢区分(④)	利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。 年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(⑥)、処遇改善等加算Ⅰ(⑦)及び3歳児配置改善加算(⑨)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
5. 保育必要量区分(⑤)	利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
II 基本部分																	
1. 基本分単価(⑥)	(1)地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)、保育必要量区分(⑤)(以下「地域区分等」)に応じて定められた額とされているか。 (2)基本分単価に含まれる職員構成は次の(ア)、(イ)のとおりであり、これらが充足されているか。 (ア)保育士 基本分単価における必要保育士数は以下のiとiiを合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。 i 年齢別配置基準 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 <算式> {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}+{3歳児数×1/20(同)}+{1、2歳児数×1/6(同)}+{乳児数×1/3(同)}=配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入) (注)ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 ii その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>備考</th> <th>配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 利用定員90人以下の施設については1人</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人</td> <td>施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>d 上記i及びiiのa、bの保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定</td> <td>当該費用については、保育士が研修を受講する際の実費や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	要件	備考	配置数	a 利用定員90人以下の施設については1人	—	1	b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人	施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。	1	d 上記i及びiiのa、bの保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定	当該費用については、保育士が研修を受講する際の実費や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
要件	備考	配置数															
a 利用定員90人以下の施設については1人	—	1															
b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人	施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。	1															
d 上記i及びiiのa、bの保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定	当該費用については、保育士が研修を受講する際の実費や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。	—															

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「その他地域」区分であり、各施設はこの地域区分の単価を適用している。		留意事項通知別紙2 I 1.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※利用定員区分の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙2 I 2.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※毎月の施設型給付費請求時に確認している。			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※1号、2号、3号の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙2 I 3.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※年齢ごとの単価の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙2 I 4.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※保育必要量ごとの単価の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙2 I 5.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・施設型給付費の単価内訳表で確認 （「地域区分」は省略）	○令和4年度の施設型給付費請求書	留意事項通知別紙2 II 1. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・令和4年度分の職員配置状況報告書で 保育士定数を充足しているか確認 （資格の確認：必要に応じて資格証の確認）	○令和4年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙2 II 1. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・a・bについては、令和4年度分の職員配置 状況報告書で充足しているか確認 ・aは定員90人以下の施設のみ該当			

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
	(イ)その他 i 施設長 1人 (注)施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 <児童福祉事業等に従事した者の例示> 児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 <同等以上の能力を有すると認められる者の例示> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等 ii 調理員等 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)(注) (注)調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 iii 非常勤事務職員(注) (注)施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 iv 嘱託医・嘱託歯科医	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
Ⅲ 基本加算部分					
1. 処遇改善等加算 I (⑦)	(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令4府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107第3号通知。)に定めるとおり、加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度分の職員配置状況報告書で確認 ・嘱託医・嘱託歯科医は契約書を確認 	○嘱託医等の契約書		

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 加算額 _____ 円 支給額 _____ 円 ・令和4年度賃金改善分の加算実績額と改善額に差額が生じた施設においては、その差額分の賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) _____年 _____月支給(予定) 支払方法 給与・一時金・手当 差額 _____ 円 支給額 _____ 円 ・令和3年度賃金改善分の加算実績額と改善額に差額が生じた施設においては、その差額分の賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) _____年 _____月支給(予定) 支払方法 給与・一時金・手当 差額 _____ 円 支給額 _____ 円 	<ul style="list-style-type: none"> ○加算申請書(9月分)及び挙証書類 ○実績報告書 ○給与明細書、賃金台帳等 	留意事項通知別紙2 Ⅲ1.(1)	
--------------------------	--------------------------	---	---	---------------------	--

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方 法、その他
		いる	いない		
	(2)この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、令4府子本第968号等通知に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
		<p><人事院勧告準拠分></p> <p>・令和4年度人事院勧告準拠分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>増額分 円</p> <p>支給額 円</p> <p>・令和4年度人事院勧告準拠分の増額分と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 月支給</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 円</p> <p>支給額 円</p> <p>・令和3年度人事院勧告準拠分の増額分と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 月支給</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 円</p> <p>支給額 円</p>			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅲ 1. (2)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他										
		いる	いない												
2. 3歳児配置改善加算(⑧)	(1)この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施しているか。 ＜算式＞ [4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))] + [3歳児数×1/15(同)] + [1、2歳児数×1/6(同)] + [乳児数×1/3(同)] = 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入) ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100乗じて得た額を加えた額とされているか。(年度の初日における年齢が満2歳の子どもを除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
3. 休日保育加算(⑨)	(1)この加算の認定がされている場合、日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">種類</th> <th>休日の認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</td> </tr> </tbody> </table> ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	種類	休日の認定要件	ア	休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。	イ	児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。	ウ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。	エ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	種類	休日の認定要件													
	ア	休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。													
イ	児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。														
ウ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。														
エ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。														
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">種類</th> <th>休日の認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定域型保育事業を利用する子どもを含むこと。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	休日の認定要件	ア	市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。	イ	休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定域型保育事業を利用する子どもを含むこと。	ウ	認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
種類	休日の認定要件														
ア	市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。														
イ	休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定域型保育事業を利用する子どもを含むこと。														
ウ	認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。														
(3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに留意事項通知様式1を参考とした実績報告書を市町村長に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
4. 夜間保育加算(⑩)	(1)この加算の認定がされている場合、夜間保育を実施されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>											
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・令和4年度分の職員配置状況報告書で3歳児15人につき1人により実施しているかの確認	○加算申請書(7月分) ○令和4年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙2 Ⅲ2.(1) 留意事項通知別紙2 Ⅲ2.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅲ2.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・休日保育実施における保育士の配置状況の確認 ・給食等の提供の確認	○加算申請書(12月分) ○休日保育実施の分かる記録(職員の配置状況や給食等の提供など) ○実績報告書	留意事項通知別紙2 Ⅲ3.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅲ3.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅲ3.(4)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は非該当		留意事項通知別紙2 Ⅲ4.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅲ4.(2)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他														
		いる	いない																
5. 減価償却費加算(⑪)	(1)この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>保育所の用に供する建物が自己所有であること</td> <td>施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと</td> <td>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>賃借料加算(⑬)の対象となっていないこと</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	種類	要件	備考	ア	保育所の用に供する建物が自己所有であること	施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること	イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること	—	ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること	エ	賃借料加算(⑬)の対象となっていないこと	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
種類	要件	備考																	
ア	保育所の用に供する建物が自己所有であること	施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること																	
イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること	—																	
ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること																	
エ	賃借料加算(⑬)の対象となっていないこと	—																	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域の区分ごとに定められた額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
6. 賃借料加算(⑫)	(1)この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>保育所の用に供する建物が賃貸物件であること</td> <td>施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>減価償却費加算(⑪)の対象となっていないこと</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	種類	要件	備考	ア	保育所の用に供する建物が賃貸物件であること	施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること	イ	(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること	—	ウ	賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと	—	エ	減価償却費加算(⑪)の対象となっていないこと	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
種類	要件	備考																	
ア	保育所の用に供する建物が賃貸物件であること	施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること																	
イ	(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること	—																	
ウ	賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと	—																	
エ	減価償却費加算(⑪)の対象となっていないこと	—																	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域の区分ごとに定められた額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※加算申請時に要件確認	○加算申請書(7月)と挙証書類	留意事項通知別紙2 Ⅲ5.(1) 留意事項通知別紙2 Ⅲ5.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「B地域・都市部」区分であり、該当施設にはこの地域区分の単価を適用		留意事項通知別紙2 Ⅲ5.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※加算申請時に要件確認	○加算申請書(7月)と挙証書類	留意事項通知別紙2 Ⅲ6.(1) 留意事項通知別紙2 Ⅲ6.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「D地域・都市部」区分であり、該当施設にはこの地域区分の単価を適用		留意事項通知別紙2 Ⅲ6.(3)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他										
		いる	いない												
7. チーム保育推進加算 (13)	(1)この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>「必要保育士数」(基本分単価(6)及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置していること</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること (注)チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>職員の平均経験年数が12年以上であること(職員の平均経験年数については、処遇改善等加算Iにおける職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること)</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること</td> </tr> </tbody> </table>					種類	要件	ア	「必要保育士数」(基本分単価(6)及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置していること	イ	キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること (注)チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。	ウ	職員の平均経験年数が12年以上であること(職員の平均経験年数については、処遇改善等加算Iにおける職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること)	エ	当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること
	種類					要件									
	ア					「必要保育士数」(基本分単価(6)及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置していること									
イ	キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること (注)チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。														
ウ	職員の平均経験年数が12年以上であること(職員の平均経験年数については、処遇改善等加算Iにおける職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること)														
エ	当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること														
(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。															
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Iの単価に加算率×100を乗じて得た額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
(3)本加算の適用を受けた施設は、年度終了後速やかに実績報告書を市町村長に提出すること。 なお、加算額の実績と(1)の(エ)の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
8. 副食費徴収免除加算 (14)	(1)加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども(注)に加算されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
	(注)以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。 ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども ② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども														
IV 加減調整部分															
1. 分園の場合(15)	(1)保育所の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された保育所分園。)の場合、加減調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
	(2)(1)の加減調整額は、分園に適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算I(7)及び所長設置加算(8)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
2. 施設長を配置していない場合(16)	(1)IIの1(2)の(イ) i の(注)の要件を満たす施設長が配置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
	(2)調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
3. 土曜日に閉所する場合(17)	(1)施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設の場合、加減調整されているか。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・令和4年度賃金改善・給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>加算額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p> <p>・令和4年度の支給額が加算実績額を下回っている施設においては、その差額分の賃金改善・給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p>		<p>留意事項通知別紙2 Ⅲ7.(1)</p> <p>留意事項通知別紙2 Ⅲ7.(2)</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅲ7.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅲ7.(4)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		毎月の委託費の請求書及び副食費徴収免除対象者一覧	留意事項通知別紙2 Ⅲ8.(2)	

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※毎月の施設型給付費請求時に確認		留意事項通知別紙2 Ⅳ1.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅳ1.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅳ2.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅳ2.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 Ⅳ2.(1)	
				留意事項通知別紙2 Ⅳ2.(2)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他																		
		いる	いない																				
	(2)(1)の加減調整額の算定は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算Ⅰ(⑦)、3歳児配置改善加算(⑨)及び夜間保育加算(⑩)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
V 乗除調整部分																							
1. 定員を恒常的に超過する場合(⑩)	<p>(1)直前の連続する5年度間常に利用定員を超過しており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある場合、乗除調整されているか。</p> <p>(注1)利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。 (注2)年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。</p> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2)本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑥)から土曜日に閉所する場合(⑪)(副食費徴収免除加算(⑭)を除く。)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																			
VI 特定加算部分																							
1. 主任保育士専任加算(⑱)	<p>(1)この加算の認定がされている場合、主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、2ページの基本分単価(⑥)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超過して代替保育士を配置し、以下の事業等を複数実施しているか。</p> <p>なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <table border="1" data-bbox="566 1394 1421 2001"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について「以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児が3人以上利用している施設</td> <td>(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	No.	事業名	事業内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について「以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv	乳児が3人以上利用している施設	(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
No.	事業名	事業内容																					
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																					
ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について「以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。																					
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																					
iv	乳児が3人以上利用している施設	(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																					
v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																					

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 IV2. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の年間平均在所率が120%以上あるか確認(注2参照) ①120%以上ない場合は非該当 ②120%以上の場合は、平成29・30・令和元・2・3年度を確認 		留意事項通知別紙2 V1. (1) 留意事項通知別紙2 V1. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 V1. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度分の職員配置状況報告書で主任保育士の配置の確認 ・複数事業の実施確認 ・専任化のため担任をしていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○加算申請書(7月)及び挙証書類 ○令和4年度分の職員配置状況報告書 	留意事項通知別紙2 VI1. (1) 留意事項通知別紙2 VI1. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI1. (3)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																		
		いる	いない																				
2. 療育支援加算(20)	<p>(1)この加算の認定がされている場合、主任保育士専任加算(19)の対象施設かつ障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主任保育士を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されているか。</p> <p>また、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか(注4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>加算要件</th> <th>加算要件の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注1</td> <td>障害児</td> <td>市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td>障害児を受け入れている施設</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>注3</td> <td>主任保育士を補助する者</td> <td>非常勤職員であって、資格の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>注4</td> <td>療育支援への積極的な取り組み</td> <td> <p><取組の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p>	種類	加算要件	加算要件の内容	注1	障害児	市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。	注2	障害児を受け入れている施設	月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	注3	主任保育士を補助する者	非常勤職員であって、資格の有無は問わない。	注4	療育支援への積極的な取り組み	<p><取組の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	種類	加算要件	加算要件の内容																				
注1	障害児	市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。																					
注2	障害児を受け入れている施設	月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																					
注3	主任保育士を補助する者	非常勤職員であって、資格の有無は問わない。																					
注4	療育支援への積極的な取り組み	<p><取組の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実 																					
	<p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童(注)受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1。(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(注)特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
3. 事務職員雇上費加算(21)	<p>(1)この加算の認定がされている場合、事務職員を配置し、以下の事業等のいずれかを実施しているか。</p> <p>(注)施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td> <p>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</p> <p>※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> </td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児が3人以上利用している施設</td> <td>(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p>	No.	事業名	事業内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	ii	一時預かり事業(一般型)	<p>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</p> <p>※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p>	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv	乳児が3人以上利用している施設	(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)	v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	No.	事業名	事業内容																				
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																					
ii	一時預かり事業(一般型)	<p>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</p> <p>※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p>																					
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																					
iv	乳児が3人以上利用している施設	(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)																					
v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																					
	<p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1。(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他											
		いる	いない													
4. 処遇改善等加算Ⅱ(㉒)	(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令4府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107第3号通知。)に定めるとおり、加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、処遇改善等加算Ⅱ-①及びⅡ-②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
5. 処遇改善等加算Ⅲ(㉓)	(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令4府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107第3号通知。)に定めるとおり、加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
	(2)加算額は、別に定める額に平均年齢別利用子ども数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
6. 冷暖房費加算(㉔)	(1)加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>二級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>三級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>四級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)</td> </tr> </tbody> </table>	区域	内容	一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。	その他地域	上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)			
区域	内容															
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。															
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。															
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。															
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。															
その他地域	上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)															
7. 除雪費加算(㉕)	(1)この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に施設が所在しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>												
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・令和4年度処遇改善等加算Ⅱの対象者への支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>加算額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p> <p>・令和4年度加算額と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の支給の確認(給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p> <p>・令和3年度加算額と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の支給の確認(給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p>	<p>○加算申請書(9月分)及び挙証書類</p> <p>○実績報告書及び挙証書類</p> <p>○給与明細書、賃金台帳等</p>	留意事項通知別紙2 VI4.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI4.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・令和4年度(10月から3月まで)処遇改善等加算Ⅲの対象者への支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>加算額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p> <p>・令和4年度加算額と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の支給の確認(給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p>	<p>○加算申請書(9月分)及び挙証書類</p> <p>○実績報告書及び挙証書類</p> <p>○給与明細書、賃金台帳等</p>	留意事項通知別紙2 VI5.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI5.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「その他地域」区分であり、各施設はこの地域区分の単価を適用している。		留意事項通知別紙2 VI6.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は非該当		留意事項通知別紙2 VI7.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI7.(2)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																																										
		いる	いない																																												
8. 降灰除去費加算(26)	(1)この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																											
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																												
9. 高齢者等活躍促進加算(27)	(1)この加算の認定がされている場合、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																											
	<p>(ア)高齢者等(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。</p> <p>また、「特定求職者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>範囲</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">注1</td> <td rowspan="5">高齢者等の範囲</td> <td>i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>ii 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>iv 精神障害者(精神保健及び精神障害福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td>非常勤職員の範囲</td> <td>1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>注3</td> <td>雇用の範囲</td> <td>雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注4</td> <td rowspan="4">高齢者等が行う業務の内容の例示</td> <td>i 利用子ども等との話し相手、相談相手</td> <td>v 給食のあとかたづけ</td> </tr> <tr> <td>ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等)</td> <td>vi 喫食の介助</td> </tr> <tr> <td>iii 通院、買い物、散歩の付き添い</td> <td>vii 洗濯、清掃等の業務</td> </tr> <tr> <td>iv クラブ活動の指導</td> <td>viii その他高齢者等に適した業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)以下の事業等のうち、いずれかを実施していること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ ただし、当分の間は平成21年6月3日雇発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児が3人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	範囲	内容	注1	高齢者等の範囲	i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者	ii 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)	iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)	iv 精神障害者(精神保健及び精神障害福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)	v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)	注2	非常勤職員の範囲	1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。	注3	雇用の範囲	雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。	注4	高齢者等が行う業務の内容の例示	i 利用子ども等との話し相手、相談相手	v 給食のあとかたづけ	ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等)	vi 喫食の介助	iii 通院、買い物、散歩の付き添い	vii 洗濯、清掃等の業務	iv クラブ活動の指導	viii その他高齢者等に適した業務	No.	事業名	事業内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ ただし、当分の間は平成21年6月3日雇発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
種類	範囲	内容																																													
注1	高齢者等の範囲	i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者																																													
		ii 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)																																													
		iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)																																													
		iv 精神障害者(精神保健及び精神障害福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)																																													
		v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)																																													
注2	非常勤職員の範囲	1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。																																													
注3	雇用の範囲	雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。																																													
注4	高齢者等が行う業務の内容の例示	i 利用子ども等との話し相手、相談相手	v 給食のあとかたづけ																																												
		ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等)	vi 喫食の介助																																												
		iii 通院、買い物、散歩の付き添い	vii 洗濯、清掃等の業務																																												
		iv クラブ活動の指導	viii その他高齢者等に適した業務																																												
No.	事業名	事業内容																																													
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																																													
ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ ただし、当分の間は平成21年6月3日雇発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。																																													
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																																													
iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。																																													
v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。																																													
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																												
	(3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																												

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※吉田、松元、郡山、喜入地域は非該当。 この地域以外は全て該当		留意事項通知別紙2 VI8. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI8. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・対象者の「特定求職者雇用開発助成金」の有無の確認	○加算申請書(12月分)及び挙証書類(対象者の資格確認書類、雇用契約書) ○実績報告書及び挙証書類	留意事項通知別紙2 VI9. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事業の実施の確認			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI9. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI9. (4)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																	
		いる	いない																			
10. 施設機能強化推進費加算(28)	(1)この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1~3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取組範囲</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注1</td> <td>取組の実施方法の例示</td> <td>・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td>取組に必要な経費の額</td> <td>・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</td> </tr> <tr> <td>注3</td> <td>支出対象経費</td> <td>需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	取組範囲	内容	注1	取組の実施方法の例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。	注2	取組に必要な経費の額	・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。	注3	支出対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)									
	種類	取組範囲	内容																			
	注1	取組の実施方法の例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。																			
	注2	取組に必要な経費の額	・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。																			
注3	支出対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児が3人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業名	事業内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。				
No.	事業名	事業内容																				
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																				
ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。																				
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																				
iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。																				
v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。																				
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
(3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
11. 小学校接続加算(29)	(1)この加算の認定がされている場合、次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>役割分担の明確化</td> <td>小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>小学校との交流活動の実施</td> <td>授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>接続を見通した保育課程の編成</td> <td>小学校との接続を見通した保育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	内容	i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。	ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。	iii	接続を見通した保育課程の編成	小学校との接続を見通した保育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。									
	No.	項目	内容																			
i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。																				
ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。																				
iii	接続を見通した保育課程の編成	小学校との接続を見通した保育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。																				
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入品の使用状況、保管状況の確認 ※防災教育以外のもので、常時使用している場合は要確認 ・複数事業の実施の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○加算申請書(12月分)及び挙証書類 ○実績報告書及び挙証書類 	留意事項通知別紙2 VI10. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI10. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI10. (4)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ○加算申請書(12月分)及び挙証書類(iの要件が確認できる事務分掌等、iiの要件が確認できる書類、iiiの要件に関する年間指導計画やカリキュラム等) 	留意事項通知別紙2 VI11. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI11. (3)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
12. 栄養管理加算(㉔)	<p>(1)この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受けているか。</p> <p>(注)栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p> <p>(2)加算の認定がされている場合、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用を外しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3)この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とされているか。</p> <p>(ア)配置(注1)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(イ)兼務(注2)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(ウ)嘱託(注3)定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(注1)本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。</p> <p>(注2)基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</p> <p>(注3)配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
13. 第三者評価受審加算(㉕)	<p>(1)この加算の認定がされている場合、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>※第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○加算申請書(12月分)及び挙証書類(栄養士免許証、雇用契約書、契約書等)	留意事項通知別紙2 VI12. (1) 留意事項通知別紙2 VI12. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI12. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・契約書等の確認 ・評価受審など実施状況の確認(公表の確認)	○加算申請書(12月分)及び挙証書類(契約書等、評価項目及び公表の状況の確認できる書類)	留意事項通知別紙2 VI13. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙2 VI13. (3)	